

承認	審査	作成
----	----	----

## 浄化槽法等に基づく点検管理項目(例示)

「浄化槽工事の技術上の基準(省令)」に関する事項

検査・確認項目	チェック基準	チェック欄	責任・管理元
設計仕様書等の入手	浄化槽に付帯してある取扱説明書、保証書、維持管理説明書、施工要領書を入手すること		施工業者 (使用者に同意を求める)
設置場所の選定	維持管理及び清掃ができる(バキュームのホースが届く)場所に浄化槽を設置すること		
	臭気がこもらない場所に設置すること		
	道路、建築物等の荷重が浄化槽にかかる場合に設置又は荷重が直接かかる施工をすること		
	寒冷地では浄化槽の水面が凍結深度以下になるよう設置すること		
基礎関係	浄化槽設置に耐えうる地盤に設置すること		
浄化槽本体の水平の状況	水平に設置されていること ・水平勾配1/200以下		
浮上防止処置の有無	湧き水、降雨時期等の清掃時に浄化槽が浮上することのないよう浮上防止を施すこと		
誤接続の有無 接続の確実化	生活排水のみ浄化槽に接続されている事 ・雨水や工場廃水等浄化槽に流入していないこと		
	配線、配管類は機器、制御版、浄化槽に誤接続なきよう接続されていること		
	空気配管接続部から空気が漏れていないこと		
流入管渠及び流出管渠の勾配	勾配1/100以上 汚物や汚水の堆積が無い事		施工業者
流入管渠、流出管渠及び空気配管の変形、破損	管に露出なき事又露出されている場合は保護が施されていること 土かぶり不足による変形、破損なきこと		
放流先の状況	放流口と放流先水路の落差が適正に保てれ、逆流の恐れが無い事 ・落差が取れない時は放流ポンプ槽を設置する		
枠の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び直線部分については配管の内径の120倍を超えない範囲で、枠を設置		
	枠は、トラップを必要とする箇所以外インバート枠を設置		
	蓋は密閉形の事		
	二重トラップになっていないこと		
流入管及び流出管の水の流れ方	各インバート枠より流した水が、浄化槽を経て流出箇所まで流れるか ・流量調整機能が付帯している浄化槽は注意		
嵩上げの状態	深埋め(嵩上げ)は30cm以内のこと ・30cm深埋めでも対応できない場合は放流ポンプ槽を設置するか、ピット工事を実施する ・原水ポンプ槽を設置する場合は流量調整機能を付帯すること		
機器類、制御盤関係	電気設備は安全上、機能上に支障なきこと 電源の一次側に漏電遮断器を設置すること		
	制御類の現在時刻が合致していること		
	機器類をタイマで制御する場合、施工要領書等に記載してある時刻に設定すること		
	雨水、台風等でもプロワ等が冠水しない高さに設置すること		
	プロワ等振動する恐れのある基礎台座は建築物の基礎等と分離されていること		
	D種設置工事を施すこと ・機器類の仕様で設置工事を省略できる場合は除く		
	機器類(特にプロワ)の脚とコンクリート基礎に隙間、ガタツキなきこと(振動防止)		

検査・確認項目	判定基準	チェック欄	責任・管理元
漏水の有無	漏水が生じていないこと		施工業者
破損、変形、カタツキの有無	嫌気槽のろ材のもれ及び、好気処理槽のろ材の変形及びもれなきこと		
	空気配管に破損、ガタツキなきこと		
	隔壁に破損なきこと		
ばつ気の状況	均一のばつ気していること		
	空気配管(特にバルブ、オリフィス部)に異物が入っていないこと		
浄化槽関係	移送水量(分量計量装置、循環装置、逆洗装置等)が設置してある場合、施工要領書等に記載してある水量に設定すること		
	・水量目安線等がある場合は目安線にあっているか確認		
	施工要領書等に記載してあるバルブの開閉状態に設定すること ・調整により変更した箇所は除く		
薬剤筒の固定の状況	薬剤筒はホルダに固定すること		
	薬剤筒は傾いていないこと		
	消毒剤は袋から取り出されて薬剤筒に充填すること		
シーディング剤の状況	シーディング剤が浄化槽に付帯してある場合は所定の場所に投入すること		
その他	浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないこと 浄化槽上部にコンクリートスラブが打設されていること	
	使用者への説明	使用者へ取扱説明書、保証書、維持管理説明書を渡すこと	
		使用者に浄化槽の保守点検業者との維持管理契約を実施するよう指導すること	
		使用者へ法定検査(第7条、第11条)の受験義務を説明すること	

「使用の準則」等に関する事項

検査・確認項目	判定基準	チェック欄	責任・管理元
使用方法	プロワ等機器類の電源は常に付けておくこと		使用者
	揚げ物などに使用した油は、流し台に流さないこと		
	一度に多量の水を流さない		
	・風呂水と洗濯排水は時間をずらして行う等		
	便器、風呂等の掃除用洗剤は中性洗剤等刺激が少ないものを使う		
	洗濯に使用する洗剤は適量とすること		
	トイレでは専用のトイレットペーパーを使うこと		
	台所からでる調理くずや、残飯などの生ゴミは別に収集して処理するものとし、浄化槽へは流さないこと		
	・生ゴミはディスポーザで粉碎し且つ、浄化槽がディスポーザ排水対応浄化槽として許認可を取得したものであればこの限りではない		
	マンホール蓋のひび割れ等の異常なきこと		
管理関係	浄化槽が故障した場合は直ちに維持管理業者へ連絡すること		使用者 及び 維持管理業者
	維持管理	維持管理は省令に基づく回数を実施すること ・維持管理は浄化槽管理士の資格を有する業者に依頼することができる	
	清掃	清掃は年1回実施すること	
法定検査	第7条、第11条検査を実施すること		

## 保守点検関連事項

検査・確認項目	判定基準	チェック欄	責任・管理元
関連者	使用者名(管理者)を把握していること		
	・住所、TEL等		
	・保守点検契約を実施していること		
	施工業者名を把握していること		
	清掃業者を把握していること		
浄化槽の基本事項	メーカーを把握していること		
	型式を把握していること		
	処理方式を把握していること		
	浄化性能を把握していること		
	処理対象人員を把握していること		
	実使用人員を把握していること		
	製造番号を把握していること		
保守点検関連	天候等を記載すること		
保守点検資格の確認	浄化槽管理士が業務すること		
漏水の有無	漏水が生じていないこと		
破損、変形、カタツキの有無	嫌気槽のろ材のもれ及び、好気処理槽のろ材の変形及びもれなきこと		維持管理業者
	空気配管に破損、ガタツキなきこと		
	隔壁に破損なきこと		
ばっ気の状況	均一のばっ気していること		
	空気配管(特にバルブ、オリフィス部)に異物が入っていないこと		
バルブの設定状況	移送水量(分量計量装置、循環装置、逆洗装置等)が設置してある場合、維持管理要領書等に記載してある水量に設定すること		
	・水量目安線等がある場合は目安線にあっているか確認		
	維持管理要領書等に記載してあるバルブの開閉状態に設定すること		
薬剤筒の固定の状況	薬剤筒はホルダに固定すること		
	薬剤筒は傾いていないこと		
	消毒剤は袋から取り出されて薬剤筒に充填すること		
シーティング剤の状況	シーティング剤が浄化槽に付帯してある場合は所定の場所に投入すること		
水質関連	透視度、残留塩素等測定すること		
その他	浄化槽メーカーの維持管理要領書に基づく管理事項が実施されていること		
保守点検結果報告	保守点検リストに基づく説明(使用者説明チェック欄が必要)		
※管理方法の啓発	※)使用方法の啓発「使用の準則」等を管理者へ啓発すること		
	浄化槽の維持管理契約締結を指導		
	・維持管理は省令に基づく回数を実施すること		
	・維持管理は浄化槽管理士の資格を有する業者に依頼することができる		
	清掃は年1回実施すること		
	法定検査の受験義務を説明		
	・設置後3~8ヶ月内に実施する第7条検査		
	・毎年実施する第11条検査		

※)必ず1度は実施する。